

宮城県地域路線バス等対策連絡協議会設置要綱

(設置)

第1 国、県、関係市町村、一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「バス事業者」という。）等の関係機関等の相互の連携を図り、もって地域における地域路線バスを中心とする生活交通の確保に資するため、「宮城県地域路線バス等対策連絡協議会」（以下「地域協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2 地域協議会は、次の事項について協議を行なう。

- (1) 地域路線バス等の在り方に関する事。
- (2) 具体的な地域路線バス等の休廃止等に伴う対応に関する事。
- (3) その他地域路線バス等を中心とする生活交通の確保のため、必要と認められる事項に関する事。

(組織)

第3 地域協議会は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 地域協議会に、議長及び副議長を置く。
- 3 議長は宮城県企画部長を、副議長は国土交通省東北運輸局宮城運輸支局長をもって充てる。ただし、協議すべき事項が一の市町村の区域内のみにおいて運行している路線の休止又は廃止に係る事項のみである場合は、当該市町村長を議長とすることができる。
- 4 議長は、地域協議会を代表する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 議長は、必要に応じて地域協議会の会議に臨時の構成員を加えることができる。

(部会)

第4 地域協議会に別表第2に掲げる地域区分ごとに部会を置く。

- 2 部会に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 地域協議会は、別に定めるところにより、部会の協議をもって、地域協議会の協議とすることができる。

(会議)

第5 地域協議会の会議は、議長が招集し、主宰する。

- 2 地域協議会の会議は、原則として年1回開催するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、地域協議会の会議を開催することができる。

(利害関係人等の出席要請)

第6 議長は、生活交通の確保に関する調整を円滑かつ適切に進める上で必要があると判断する場合は、地域協議会に利用者の代表、沿線の経済団体その他団体等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(書類の提出等)

第7 議長は、地域協議会の運営上必要があるときは、それぞれの構成員に対し、書類

の提出，意見の表明，説明その他必要な協力を求めることができる。

(協議等の結果の尊重)

- 第8 地域協議会において協議が整った事項については，地域協議会の構成員は，その協議の結果を尊重して，その所掌する事務を処理するように努めなければならない。
- 2 地域協議会において，第2第2号に規定する事項について，路線又は事業の休廃止の申出から6か月以内に協議が整わない場合にあっても，届出どおりに事業者が路線又は事業の休廃止を行なうことを妨げない。

(庶務)

- 第9 地域協議会の庶務は，宮城県企画部地域交通政策課において処理する。

(分科会)

- 第10 道路運送法施行規則第9条の2の規定に基づき，地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び同規則第49条第1号に規定する市町村運営有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長が設置する地域公共交通会議については，地域協議会に対し設置の届出を行った場合に，地域協議会の分科会とする。
- 2 地域協議会は，分科会の協議をもって，地域協議会の協議とすることができる。
- 3 前項の場合において，地域公共交通会議の主宰者は，その協議結果を議長に報告するものとする。

(その他)

- 第11 この要綱に定めるほか，地域協議会の運営に関し，必要な事項は，別に定める。

附 則

この要綱は，平成13年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は，平成19年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は，平成22年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は，平成23年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は，令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，令和4年4月20日から施行する。

別表第 1

- ・国土交通省東北運輸局宮城運輸支局長
- ・宮城県企画部長
- ・市長会会長から推薦のあった市の首長が指名する者
- ・町村会会長から推薦があった町村の首長が指名する者
- ・社団法人宮城県バス協会専務理事
- ・バス事業者の代表者
- ・宮城県交通運輸産業労働組合協議会の代表者
- ・宮城県社会福祉協議会の代表者
- ・宮城県高等学校長協会の代表者
- ・宮城県老人クラブ連合会の代表者

別表第 2

地域区分	構成市町村
仙南	白石市，角田市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，村田町，柴田町，川崎町，丸森町
仙台	仙台市，塩竈市，名取市，多賀城市，岩沼市，富谷市，亘理町，山元町，松島町，七ヶ浜町，利府町，大和町，大郷町，大衡村
大崎	大崎市，色麻町，加美町，涌谷町，美里町
栗原	栗原市
登米	登米市
石巻	石巻市，東松島市，女川町
気仙沼	気仙沼市，南三陸町